（第１回目の弁済額も含む）を控除した額を弁済資金とし、当該弁済資金の60％を、確定更生債権額の98％に満つるまで、各確定更生債権額に応じ按分して第２回目の一般更生債権弁済日に一括弁済する。但し、一般更生債権に対する第２回目の弁済がないときは、管財人は、一般更生債権者に対して第２回目の弁済がない旨の通知を発信するものとする。なお、確定更生債権額が50万円以下の更生債権については第２回目の弁済はない。

②　辻産業の確定更生債権

当該確定更生債権については、その確定更生債権額のうち50万円以下の部分の全額と確定更生債権額のうち50万円を超える部分の金額に70％を乗じた金額との合計額を第１回目の一般更生債権弁済日に一括弁済し、さらに、更生会社が保有する現預金、資産の売得金又は売掛金等の回収金から、共益債権の支払を含めた更生会社の更生手続及び清算手続に必要と見込まれる一切の費用等（第１回目の弁済額を含む）を控除した額を弁済資金とし、当該弁済資金の40％及び前号①における第２回目の一般更生債権の弁済において余剰金が生じた場合には、当該余剰金を付加した額を、第２回目の一般更生債権弁済日に一括弁済する。但し、辻産業の一般更生債権に対する第２回目の弁済がないときは、管財人は、辻産業に対して第２回目の弁済がない旨の通知を発信するものとする。

⑶　一般更生債権に対する第２回目の弁済時に確定一般更生債権額から上記⑵①及び②に基づいて弁済した金額の合計額を控除した金額について免除を受ける。また、一般更生債権に対する第２回目の弁済がないときは、第２回目の弁済がない旨の通知を管財人が発信したときに、確定一般更生債権額から上記⑵①及び②に基づいて弁済した金額を控除した金額について免除を受ける。

第５節　弁済・納付に関するその他の事項

１　弁済の場所等

更生計画による弁済は、弁済時における更生会社の本店において行う。但し、更生担保権者又は更生債権者が同意したときは、更生会社の費用負担において更生担保権者又は更生債権者が指定する日本国内の預貯金口座に振り込むことにより弁済することができるものとする。弁済日が、銀行休業日である場合は、翌営業日に弁済を行う。

２　放棄・取下げの取扱い

平成21年４月30日以後完済までに更生担保権又は更生債権の一部の放棄・取下げがあったときは、放棄・取下げ後の債権額に基づいて本章の基準を適用し、その結果算出した金額を弁済額とする。

３　譲受債権について

⑴　更生担保権者又は更生債権者からの届出債権について平成20年12月13日以後に、債権譲渡等（相続その他の包括承継及び弁済による求償権取得等を含む。以下同様とする）がなされた場合は、債権譲渡等がなかったものとしてこれらの届出債権を合算したうえで本章を当てはめて弁済額を算出し、得られた弁済額を債権譲渡等後の譲渡等後残債権と譲渡等債権の割合で按分して弁済するものとする。更生担保権者又は更生債権者が平成20年12月13日以後に複数の者に対して債権を分割して譲渡等した場合も同様とする。

⑵　平成20年12月13日以後に、更生担保権又は更生債権の債権譲渡等がなされた場合に、当該債権の譲受等債権者が債権譲渡等の前から有する債権については、譲受等債権とは別に、本章により弁済額を算出する。

４　端数の処理

本章記載の基準による更生担保権者及び更生債権者への弁済額の算出にあたっては、１円未満の端数は、切り上げる。

５　充当の順序

弁済する更生担保権又は更生債権の中に、利息、損害金を含む場合の充当順序は、別に定めのない限り、損害金、利息、元本の順とし、また、別に定めのない限り、いずれの場合も、同じ性質の債権については発生の古いものから順次充当する。

第３章　株主の権利の変更

１　資本金の額の減少

更生会社は、その資本金の額を次のとおり減少させる。

減少する資本金の額

1,000万円（100％減資）

減資の効力発生時期は、更生計画認可決定日とする。

２　株式の消却

更生会社は、更生計画認可決定前の発行済株式200株の全部を無償で取得し、消却する。自己株式の取得及び消却の効力の発生する時期は、更生計画認可決定日とする。

３　株券の効力

前項により消却される株式に係る株券は、消却した時に当然に失効する。

第４章　募集株式の発行等（省略）

第５章　弁済資金の調達方法等（省略）

第６章　担保権等の処理等

第１節　担保権等の処理等

１　存続する担保権（リースに係る担保権）

①　別表８「存続する担保権一覧表（リース）」記載のリースに係る担保権は、更生計画認可決定後も同表の「新しい債権額」欄記載の被担保債権の限度で存続する。

②　リースに係る担保権は、第２章第２節の定めに基づき弁済が完了したときに消滅し、リースに係る担保権の目的（以下「リース物件」という）の所有権は、弁済が完了するまでは当該担保権者に帰属し、弁済完了後に管財人が求めたときは、当該担保権者の同意を得て当該リース物件の所有権放棄の手続を受ける。管財人が当該担保権者に対してリース物件の所有権放棄を求めようとするときは、管財人は書面で当該担保権者に請求することとし、書面の発信から２週間以内に当該担保権者からの書面による不同意の意思表示が管財人に到達しないときは、当該担保権者は放棄に同意したものとみなす。リース物件につき当該担保権者が書面により所有権放棄に不同意の意思表示を行ったときは、当該担保権者は、同意思表示到達の日から２週間以内に、その責任と費用負担において直ちに当該リース物件を引き揚げなければならない。上記期間内に引き揚げが完了しないときは、同期間の経過をもって当該担保権者は放棄に同意したものとみなす。上記にかかわらず、当該担保権者、更生会社及び相浦機械の合意により、当該担保権者と更生会社とのリース物件にかかる原リース契約が合意解約され、相浦機械が当該担保権者との間でリース物件の買取契約もしくは新規リース契約を締結し、又は更生会社が当該担保権者にリース物件を返還した場合には、上記各契約の締結時又はリース物件返還時に、当該リースにかかる担保権は消滅する。

２　存続しない担保権

上記１に掲げる担保権以外の担保権は、更生計画認可決定日に消滅する。

第２節　資産処分

管財人は、裁判所の許可を得て、弁済資金の調達等のために更生会社の資産につき売却等の処分をすることができる。

第３節　登録免許税等の費用負担

本章による登記手続に要する登録免許税等の費用は、更生会社が負担する。

第７章　定款の変更（省略）

第８章　解散及び清算人の選任等（省略）

第９章　争いの落着しない権利に関する措置

争いの落着しない権利はない。

第10章　その他の事項

会社更生法167条１項６号及び７号に該当する事項はない。

別紙省略

東京地方裁判所民事第８部